

令和5年度 介護保険料について

1. 賦課の根拠及び納入義務者

介護保険料は、介護保険法及び杵築市介護保険条例の規定により65歳以上の第1号被保険者に対して賦課されます。

2. 賦課期日

4月1日です。令和5年4月から令和6年3月までの間に第1号被保険者の資格を有する月数（資格取得日を含み、資格喪失は前月まで）に応じて賦課されます。

（※65歳到達で第1号被保険者の資格を取得する場合は、誕生日前日が資格取得日となります。1日が誕生日の方は誕生日の前月より保険料が賦課されます。）

3. 保険料 杵築市の基準額は、月額 **6,180円**。

年間保険料額＝基準額（6,180円）×割合×12ヵ月

区分	対象者	年間保険料
第1段階 (基準額×0.3)	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等 80万円 以下	22,200円
第2段階 (基準額×0.5)	・世帯全員が市民税非課税かつ 本人年金収入等 80万円超 120万円 以下	37,000円
第3段階 (基準額×0.7)	・世帯全員が市民税非課税かつ 本人年金収入等 120万円 超	51,900円
第4段階 (基準額×0.85)	・本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ 本人年金収入等 80万円 以下	63,000円
第5段階 (基準額×1.00)	・本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ 本人年金収入等 80万円 超	74,100円
第6段階 (基準額×1.20)	・市民税課税かつ合計所得金額 120万円 未満	88,900円
第7段階 (基準額×1.30)	・市民税課税かつ合計所得金額 120万円 以上 210万円 未満	96,400円
第8段階 (基準額×1.50)	・市民税課税かつ合計所得金額 210万円 以上 320万円 未満	111,200円
第9段階 (基準額×1.70)	・市民税課税かつ合計所得金額 320万円 以上 500万円 未満	126,000円
第10段階 (基準額×2.00)	・市民税課税かつ合計所得金額 500万円 以上	148,300円

※保険料年額 100円未満切り捨て

※ 年金収入等とは、課税年金収入額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く。）の合計のことです。

※ 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する額を差し引いた所得の合計です。介護保険料の算定には長期譲渡所得および短期譲渡所得（土地の売却等に係る所得）に係る特別控除額を控除した額を用いています。また、給与所得と公的年金等に係る雑所得を有する方については、その合計額から、10万円を差し引いて計算します（差し引いた結果0円を下回る場合は、合計額を0円として計算します。）。

